

藤沢の支援教育について

1 はじめに

本市においては、今まで「ともに学びともに育つ」という学校教育ふじさわビジョンに基づいて、「障がいの有無に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導」を「特別支援教育」として行うとともに、本市「市政運営の総合指針 2016」に位置づけて対応してきました。

しかし、「障がいのある児童生徒のみを対象とする教育」と捉えられることもあったため、これまでの「特別支援教育」の考え方を「困りごとを抱える全ての児童生徒を対象とする」という、より大きな概念で捉える「支援教育」に改めるよう整理しました。

平成 27 年度より改訂される藤沢市教育振興基本計画の中に位置づけて推進していくとともに、学校、保護者、市民に対して広く周知を図っていきます。

2 支援教育に至る経過

- ・昭和 29 年 小・中学校長会より障がい児のための特殊学級の設置要望が出される
- ・昭和 30 年 鵠洋小学校に藤沢初の特殊学級を設置
- ・昭和 32 年 鵠沼中学校に中学校初の特殊学級を設置
- ・昭和 37 年 白浜養護学校を開校し鵠洋小学校と鵠沼中学校の特殊学級を移転
- ・昭和 42 年 俣野小学校に聴覚・言語障がい児のためのことばの教室を設置
- ・昭和 49 年 明治小学校に軽度の知的障がい児のための特別指導学級を設置
特殊学級から特別指導学級へ名称変更
- ・平成 19 年 国が「すべての教育の場において一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う」という考えのもと「特殊教育」から「特別支援教育」へと変更
本市特別指導学級を特別支援学級へ名称変更
- ・平成 23 年 藤沢市特別支援教育協議会から本市の「支援教育」について提言
- ・平成 26 年 「藤沢の支援教育」検討委員会開催
 - 第 1 回 7 月 15 日（火）委員会設置、現状と課題について
 - 第 2 回 8 月 26 日（火）基本理念と支援方法について
 - 第 3 回 9 月 24 日（水）リーフレットと周知について
 - 第 4 回 10 月 22 日（水）教員用解説書について
- ・平成 27 年 教育委員会 2 月定例会において方針の決定

3 藤沢の支援教育について（資料— 2 参照）

4 支援教育実施のための今後のスケジュール

- 平成 27 年 4 月 藤沢市立小・中・特別支援学校長への理念の説明
各学校教職員への理念の周知及び実施内容の説明
リーフレットの配付（教職員・児童生徒の全家庭）
教員用解説書の配付（教職員）
- 5 月 校内支援担当者に対し、教員用解説書の活用方法と具体的な推進方法等について周知
- 7 月 各種教職員研修において「支援教育」についての研修の実施

(3) - 2

学級環境を整えています

- ・担任は、ともに学びともに育つ学級づくりをめざします。
- ・すべての子どもに活躍できる場があり、あたたかい雰囲気のある学級づくりに取り組んでいます。
- ・一人ひとりに寄り添い、一人ひとりの可能性を引き出し伸ばす（学びをデザインする）教師をめざします。

わかる授業づくりに取り組めます

授業に集中して取り組めるような工夫をします。

- ・チームティーチング、少人数指導等できめ細かな対応に取り組めます。
- ・*授業のユニバーサルデザイン化に取り組めます。
* 授業のユニバーサルデザイン: 学力の優劣や発達障がいの有無にかかわらず、「誰にとってもわかりやすく学びやすい」ように工夫・配慮した授業

(4)

教育委員会の支援体制

学習環境を整えています

一人ひとりの教育的ニーズに合わせた学習環境を整えています。

- ・通級指導教室（ことばの教室・すまいる）
- ・相談支援教室
- ・日本語指導教室、国際教室
- ・特別支援学級

藤沢の支援教育

～子どもたちの笑顔あふれる学校をめざして～

(1) とともに学びともに育つ

藤沢市では「ともに学びともに育つ」を教育の基本理念とし、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育（支援教育）を行います。

(2)

困っていませんか？

自分一人で解決できない課題を抱えて困っている子どもたちへ適切な支援をしています。



(3)

学校全体で支援します

- ・学校は、すべての子どもたちが笑顔で生活できるよう一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。
- ・校内支援体制を確立し、児童生徒に対して適切な支援が行えるよう、効果的な校内体制の運営を促進します。
- ・人権教育を大切にしていきます。



(3) - 3

保護者と連携を図ります

- ・保護者と情報を共有し支援の方法を考えます。
- ・教育相談や就学相談を充実させ、就学先や学校での支援について一緒に考えていきます。

(3) - 1

校内支援体制を整えています

- ・担任だけでなく、校内で情報を共有し、教職員みんなで関わります。
- ・スクールカウンセラーや他機関と連携して、一人ひとりに合わせた支援の方法を考えます。

学校生活を支援します

みんなと楽しく学習できるよう支援します。

- ・教育相談コーディネーター、養護教諭、栄養教諭・栄養職員
- ・新入生サポート講師
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・介助員
- ・日本語指導員
- ・外国語指導講師

教職員研修を実施しています

- ・授業づくりや児童生徒理解等の校内研修を行います。
- ・教職員のキャリアステージに合わせ、授業力向上等専門性を高めるための研修を行います。

教育環境の質的な向上をめざします

- ・誰でも使いやすい施設・設備の整備を行っています。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援

特別支援学級・特別支援学

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの能力や特性に応じた学習を、個別指導や小集団での指導を通して行います。

通級指導教室

小学校の通常の学級に在籍している児童を対象に本人の教育的ニーズに合わせた指導を行います。

〇ことばの教室

主にきこえやことばに課題を持っている児童を対象に指導を行います。

〇すまいる

社会性やコミュニケーション能力を高める指導を行います。

日本語指導員・日本語指導教室・国際教室

日本語が不自由な外国籍等児童生徒に対して支援を行います。

〇日本語指導員

学校に日本語指導員を派遣し、日本語指導等を通して学校への適応を支援します。

〇日本語指導教室・国際教室

日本語指導及び教科学習の支援を行います。

スクールカウンセラー（SC）

小学校・中学校には、スクールカウンセラーが決まった曜日に勤務しています。児童生徒本人・保護者・教員からさまざまな相談を受けています。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

家庭や地域において、自分の力だけでは解決できない課題を抱えた児童生徒に対して、福祉的な支援も含めて学校や関係機関と連携をしながら、家庭環境への支援を行います。

いじめで悩んだら…

藤沢市内の小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒は、自分が受けている「いじめ」や、他の子どもが受けている「いじめ」の解決を図るために、教育委員会に相談することができます。

〇いじめ相談ホットライン

電話での相談 TEL 25-2500

〇いじめ相談メール

相談支援教室

藤沢市立小・中学校に在籍する不登校児童生徒に対して、再登校できるまでの間、カウンセリングによる相談、教室での小グループ活動や個別学習の支援を行います。

また、必要に応じて保護者や学校に対しても相談・支援活動を行っています。藤沢市学校教育相談センター内に設置しています。

TEL 90-0660

関係機関との連携

(5)

藤沢市学校教育相談センター

- ・各学校にスクールカウンセラー（SC）を配置し、児童生徒や保護者、教員に対して教育相談活動を行います。
 - ・スクールソーシャルワーカー（SSW）を要請に応じて学校に派遣します。
 - ・小・中学校に通う児童生徒や保護者等に対しての電話相談や来所相談を行います。
 - ・次年度就学予定の児童をもつ保護者に対しての就学相談を行います。
 - ・不登校の児童生徒を支援するため、相談支援教室で、集団活動への支援や相談を行います。
- ＜所在地＞藤沢市善行7-7-24 TEL 90-0660

特別支援学校の地域支援

特別支援学校では、要請に応じて、地域の小学校、中学校に在籍する障がいのあるお子さんの教育に関して、教員への支援を行います。

- ・小・中学校等における指導方法、内容
- ・個別指導計画の作成、活用
- ・障がいに応じた教材・教員の情報提供
- ・特別支援教育に関する研修会や事例研究会の開催

藤沢市子ども家庭課

子ども・子育て・青少年に関する相談	TEL 50-3569
児童虐待についての相談	TEL 50-7714
子どもの発達相談・支援	TEL 50-3596

県中央児童相談所

児童相談所は、18歳未満のお子さんに関するさまざまな相談に応じえています。本人、家族、学校の教員、地域の方々、どなたでも相談が可能です。

- ・子どもを家庭で育てられない（養護相談）
- ・子育ての心配や不安（健全育成相談）
- ・学校に行きたがらない（不登校相談）
- ・非行では…（非行相談）
- ・ことばや発達の遅れが心配で…（心身障害相談）

藤沢市亀井野3119 TEL 84-1600

外国人相談（藤沢市）

在住外国人の方の行政や日常生活の手続に関する相談について、スペイン語とポルトガル語を話せる専任相談員が相談を行います。

- ・湘南NDビル6階 市民相談情報課 外国人市民相談室
TEL 25-1111（内）2578
- ・湘南台市民センター1階 外国人市民相談室（火・金）

相談時間 8時30分～11時30分、13時00分～16時00分

藤沢の支援教育

ともに学びともに育つ



藤沢市教育委員会は、学校教育ふじさわビジョンに基づいて、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに適切に対応していく「支援教育」の実現を目指します。

藤沢市教育委員会